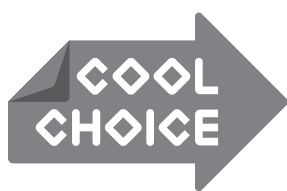


# エコの すすめ



▶COOL CHOICE(クールチョイス)とは地球温暖化を防止するため、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」などを選ぶ『かしこい選択』をしていこうという国民運動です。



## 地球を想う優しい夜

皆さんは天の川を見たことがありますか？

日本に住んでいる人のうち、7割の人が、天の川を見ることができないと言われていますが、弟子屈町でも星空で有名な石垣島や四万十市に引けをとらない天の川を見ることができます。

星がきれいに見える条件として、空気が澄んでいて、夜空が暗いことがあげられますが、身近な明かりを消すことでさらに空が暗くなり、いっそう星をきれいに見ることができます。

せっかくの七夕に、織姫星(こと座のベガ)や彦星(わし座のアルタイル)を探してみたいかでしょうか？

### ☆星空観察のポイントは？

#### ①灯りのない所へ行く

街灯の多くない場所や、月の明るくない日が観測に適しています。

#### ②目を暗闇に慣らす

暗いところで10分程度目を慣らすと星が良く見えます。

#### ③グッズや携帯電話のアプリを使ってみる

望遠鏡や双眼鏡、星座盤などを使用すると、より星空の観察を楽しむことができます。星座盤は携帯電話のアプリにもあります。

### ☆天の川の見ごろはいつ？

★7月7日(七夕)は半分ほど月がでていますが、21時以降であれば、見ることができます。

★7月13日は、月明かりが少なく、空が一番暗い日です。晴れていれば、とてもきれいに見ることができます。

**ライトダウンキャンペーン**

▶7月7日の20時~22時までは特別実施日になります。

▶皆さんもご家族で灯りを消してみたいかでしょうか？

問い合わせ先/役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

ニッポン全国市町村公演  
**昭和のうたコンサート**  
出演 北海道歌旅座  
ラヴ・イズ・オーヴァー  
テネシーワルツ お久しぶりね  
イヨマンテの夜 真っ赤な太陽...  
実際の演奏曲は当日のお楽しみ!

ニッポンが輝いていたあの頃、誰もが口ずさんだあの歌...昭和ヒットパレードが、やってくる!

弟子屈町地域づくり活動支援事業

**8月11日** 開演14:00 入場料 ¥1500  
開場13:30

弟子屈町社会老人福祉センター  
中央2丁目10-25

主催-昭和の歌声実行委員会  
後援-弟子屈町教育委員会 | 弟子屈町社会福祉協議会 | 弟子屈町公民館  
お問い合わせ 事務局 ☎ TEL.090-2695-4279 (きびつ)

ニッポン全国市町村公演  
**昭和のうたコンサート**  
弟子屈町地域づくり活動支援事業

8月11日(土) 開演 14時(開場13時30分)  
弟子屈町社会老人福祉センター (中央2丁目10-25)  
入場料 1,500円(当日500円増)  
※高校生以下、90歳以上の方は無料

□出演/北海道歌旅座  
▶歌・ピアノ・作詞・作曲/JUNCO(北海道浜益村 現石狩市出身)  
▶コーラス・伴奏・踊り/ザ・サーモンズ(チエ・アリタ・司会太郎)

□演奏曲(実際の演奏曲は当日のお楽しみ!)  
ラヴ・イズ・オーヴァー、テネシーワルツ、お久しぶりね、イヨマンテの夜、真っ赤な太陽 ほか

□主催/昭和の歌声実行委員会  
□後援/弟子屈町・町教育委員会・町社会福祉協議会・町公民館  
□チケット取扱/町公民館・あい珈琲店・摩周多夢窯・西沢商店

問い合わせ先/昭和の歌声実行委員会事務局  
☎ 0 9 0 - 2 6 9 5 - 4 2 7 9 (きびつ)

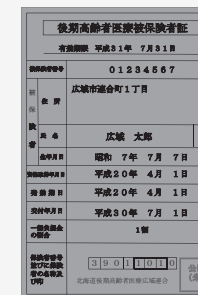
# 後期高齢者医療制度のお知らせ 保険証(被保険者証)の一斉更新について

## ●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日です。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場健康こども課保険年金係までお申し出ください。



新しい保険証は桃色です

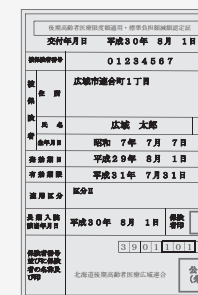
## ●減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方には、7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、役場健康こども課保険年金係に申請してください。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
区分Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)</li> <li>●老齢福祉年金を受給されている方</li> </ul>



新しい減額認定証は水色です

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1  
役場健康こども課保険年金係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

# 医療費受給者証更新手続きのお知らせ

## ●重度医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児医療の更新手続きが必要です

お持ちの受給者証は、7月31日に有効期限を迎えます。更新対象者の方には6月に更新申請書を発送していますので、まだ手続きがお済みでない方は、早急に手続きをお願いします。

※平成30年1月2日以降に転入された方は、前住所地で交付された平成30年度(平成29年1~12月分)の課税所得証明書で、扶養人数と総所得、年税額が明記されているものを提出してください。

問い合わせ先/役場健康こども課保険年金係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)